

調達価格等算定委員会（第42回）

議事要旨

○日時

平成30年11月16日（金）9時30分～10時40分

○場所

経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

（1）風力発電・地熱発電・中小水力発電について

○議事要旨

- 委員長及び委員長代理より、11月16日8時より第41回調達価格等算定委員会を開催し、太陽光第3回及びバイオマス第1回の入札の上限価格を決定し、委員会としての意見を取りまとめた旨の説明があった。

（1）風力発電・地熱発電・中小水力発電について

<風力発電>

委員

- 民間調査機関のデータでは日本の陸上風力の発電コストは将来的に低減する見通しが示されていることや、価格設定時に想定している発電コストより安い水準（10～12円/kWh）で事業を実施できている事業者が既に相当程度いることを踏まえると、日本でも風力発電の価格をさらに低減させていくポテンシャルがあることが確認できるため、価格目標についての事務局案に賛成する。
- 風力発電のコストが仮に欧州と比べて高いとしても、安易に地震や台風などを理由としてコスト差を認めることは再生可能エネルギーの主力電源化という方針に矛

盾するのではないか。

- 日本では、世界と比べて風力発電の事業化に時間が掛かっており、例えば環境アセスメントなどについて、スピードアップできる要素を検討していく必要があるのではないか。
- 大規模な案件の資本費は想定値より低い傾向にあるというコストデータが事務局から示されたが、10円/kWh未満で事業を実施できている事業者（64件中6件）についても大規模な案件が多いのか。
- 陸上風力の発電コストの実績について、定期報告データと民間調査機関のデータにずれがある理由を教えてください。
- 将来的な設備の大規模化を見据え、①資本費や運転維持費について7,500kWより大きい規模で区切った場合の平均値や中央値、②費用の経年変化といったデータも今後示していただきたい。
- 接続費が急激に上昇しているわけではない点は確認できた。風力発電のコストを国際水準まで低減させるためには、接続費が上昇しない点も重要ではあるが、①元々接続費の水準が高いことや、②系統接続に要する期間が長く、不確実性が存在することなども中心的な課題の一つになりうる。事業者の努力を促す価格設定は必要だが、系統接続の工期短縮や工事の標準化のための施策のフォローアップを含め、事業環境整備の具体化も重要であり、別の委員会に検討を促す必要がある。
- 陸上風力の2021年度の取扱いについては、仮に価格設定を行うとすればより低い価格を設定することになると思うが、2020年度末にFIT法抜本見直し期限が到来することを踏まえると、今年度の委員会ではリプレース区分も含めてその取扱いを決定しないことは妥当ではないか。FIT法抜本見直しの議論が重要であり、別の委員会ではあるが、文字通りの抜本的な改革となるように、その準備を早い段階で始めていただきたい。
- 陸上風力の早期の入札制移行について、海外でも入札を通じたコスト低減が図られていることを踏まえると一般論として異論はないが、①現時点での日本の導入量は世界と比べて必ずしも多くなく、導入量拡大によるコスト低減が始まっていないことや、②入札参加者を増やして競争性を確保する必要がある中で、環境アセスメントに長い時間を要している案件もあることには留意が必要ではないか。
- 今年度の委員会でも陸上風力の2021年度の取扱いについて決定しないのであれば、現時点ではその入札制移行について議論するタイミングではないと考える。
- 洋上風力についての事務局の提案に賛成。
- 洋上風力については、海外事業者が参入し国内事業者との提携が進むことによる技術の進展が予想される。台湾では低コストで事業が実施できている中で、国内でも技術力を活用しつつ事業の実施を促していくためには、国として一般海域の海域利用ルールの整備を進める必要がある。

- 現行の調達価格等の設定に当たって維持されている IRR の供給量勘案上乘せ措置の取扱いについても今後議論する必要がある、事業者にはこの点も意識していただきたい。

事務局

- 10 円/kWh 未満で事業を実施できている事業者について、現時点で確認できている範囲では、5,000kW~50,000kW 程度のものであり、7,500kW より大規模な案件も存在している。
- 定期報告データと民間調査機関のデータのずれについて、積み上げられている諸元は概念上同じであると理解しているが、定期報告データでは案件によるコストの多寡に大きな幅があることを踏まえると、データサンプルのカバーが異なることが理由ではないかと推測できる。いずれにしても、今後定期報告データの厚みを増やしつつ、動向を注視していきたい。

委員長

- 風力発電の価格目標については、「2030 年発電コスト 8~9 円/kWh」という目標を据え置いた上で、FIT 認定から運転開始までに 4~8 年を要することも踏まえ、コスト低減の取組をより深掘りしていくことで合意が得られた。
- 陸上風力については、入札制移行を見据えていく必要があるが、急速なコストダウンが見込まれる中で、2020 年度末に FIT 法抜本見直し期限が到来することも踏まえ、リプレース区分も含め、今年度の委員会では 2021 年度の取扱いを決定しない方向でまとまった。
- 着床式洋上風力のうち、一般海域の海域利用ルール適用外の案件については、新法に基づくルール適用案件の競争環境の波及状況を見極めるため、今年度の委員会では 2020 年度の取扱いを決定しない方向でまとまった。
- 浮体式洋上風力については、今後コストダウンが急速に進む可能性があることから、今年度の委員会では 2021 年度の取扱いを決定しない方向でまとまった。

<地熱発電>

委員

- 地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源について、今年度の委員会で 2021 年度の取扱いを原則決定することに賛成。
- 地熱発電についての事務局の提案に賛成。
- 地熱発電は安定電源であり、日本の重要な再エネポテンシャルであるが、大規模案件の開発は進んでいない。探査費用の負担の在り方等も含め、その要因の検討が必要ではないか。

- 地域型案件への配慮も必要ではあるが、発電コストを低減させるためには、大規模案件の組成を促すための事業環境整備が重要である。探査や系統に係るリスクの低減策や占有権の取扱いなど、地熱特有の問題への対応も含めて別の委員会で議論した上で、調達価格等の検討ができると良いのではないか。
- 15,000kW 未満と 15,000kW 以上で調達価格にギャップがあることにより弊害が生じているが、このタイミングで区分全体の議論をすることは難しい。
- 高い調達価格で優遇されている小規模案件については、現行の調達価格の引下げを検討するべきではないか。例えば、15,000kW 未満の調達価格等の設定に当たっては、区分の中でより効率的な案件の導入を図っていくという観点から、1,000kW 以上の案件のコストデータを参照するということがありうるのではないか。
- 小規模案件は特に地域との共生を図る必要があることを踏まえれば、その取扱いは FIT 法抜本見直しの課題とした上で、FIT 制度外での事業環境整備と組み合わせて対応を行う必要があるのではないか。
- 全ての小規模案件に地域共生の側面があるわけではない点に留意が必要であるが、導入が十分に進んでいない段階でむやみに調達価格を引き下げることにより、地熱発電に対してネガティブなメッセージを示すことも望ましくない。FIT 制度以外の効率的な後押しの方策が整った段階で、区分も含めた調達価格等の体系を抜本的に見直す前提で、今年度の委員会では調達価格等を据え置きとすることはやむを得ないとする。

委員長

- 委員によって見方の相違はあったが、全ての区分で 2021 年度の想定値を据え置く方向がまとまった。ただし、区分設定も含めた今後の調達価格等の在り方については、事業環境整備にも留意しつつ、中長期的に事務局で検討いただきたい。

<中小水力発電>

委員

- 1,000kW 以上は定期報告データが想定値と概ね同水準であるが、1,000kW 未満は定期報告データと想定値にずれがある。資本費の想定値を上げ、運転維持費の想定値を下げるという選択肢もあるが、開発に時間を要する事業者が多いことも踏まえ、調達価格を据え置くという事務局案を支持する。
- 1,000kW 未満についてはデータサンプルが揃いつつあるため、詳細なコスト構造や設備利用率、IRR なども含めて、検討を深掘りする必要があるのではないか。また、5,000kW 以上 30,000kW 未満の区分については、データが限られている中で分析が難しいものの、定期報告データは明らかに想定値より低い傾向にあるため、来年度以降、一歩踏み込んだ分析をいただきたい。

- 地熱発電と同様、資格要件を満たした事業者にはその事業環境を整備した上で、コスト競争を促していくことが必要ではないか。
- 小規模案件のコストが高い中で、今後の傾向も踏まえつつ、こういった規模・効率の案件をFIT制度で支援するべきか、場合によっては区分の取扱いも含め、FIT法抜本見直しと併せて、事務局に検討を行っていただきたい。
- 現在のFIT制度ではコストデータを基礎として調達価格の算定を行っており、コストが高いほど調達価格が高く設定されるという構造となっているが、この点は今後改めていくべきではないか。kW価値や調整力価値、地域との共生の価値も踏まえた上で、高い調達価格で後押しする価値のある電源かどうか検証し、その価値が相対的に小さければFIT制度の対象から外すといった仕組みを制度に組み込むことが必要ではないか。

委員長

- 事務局の提案に反対はなく、全ての区分で2021年度の想定値を据え置く方向がまとまった。小規模案件や既設導水路活用型案件の取扱いについては長期的に事務局で検討していただきたい。

<その他>

委員

- 本日の委員会で地域型案件の定義について指摘があったが、事業用太陽光の入札対象範囲の議論においても、小規模であれば必ずしも地域型案件であるとはいえず、何が地域型案件に該当するかは次回以降の委員会で議論が必要ではないか。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365